

令和2年第2回(3月)定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 18 号 財産区管理委員の選任について	1P
議第 19 号 宮津与謝環境組合規約の変更について	2P
議第 20 号 宮津市職員倫理条例の制定について	4P
議第 21 号 宮津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	5P
議第 22 号 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	7P
議第 23 号 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 について	9P
議第 24 号 宮津市手数料条例の一部改正について	11P
議第 25 号 宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	15P
議第 26 号 宮津市国民健康保険税条例の一部改正について	17P
議第 27 号 宮津市まちなか地域振興拠点施設条例の制定について	24P
議第 28 号 宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例の一部改正について	26P
議第 29 号 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部改正について	29P
議第 30 号 宮津市水道事業給水条例の一部改正について	40P

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第18号

財産区管理委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の要旨・目的

栗田財産区管理委員2名の任期(4年)が、令和2年3月10日で満了となるため、委員の選任について、財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

○選任予定者的人数
栗田財産区：2名

○任期
栗田財産区 令和2年3月11日～令和6年3月10日：4年間

○選任予定者
栗田財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
なかの けんや 中野 賢也	昭和32年3月3日	脇295番地	R2. 3.11～ R6. 3.10	再任
みやざき けんじ 宮崎 健治	昭和26年9月3日	上司1311番地	R2. 3.11～ R6. 3.10	新任

◆提案の根拠法令

財産区管理会条例第3条第1項

(委員の選任)

第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有する者」という。)の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

【政策等の背景・提案までの経過】

※財産区について

7財産区(上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷)
財産区管理会の委員定員は各7名、任期は4年間

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
農林水産課 産業基盤係 (45-1627)	

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第19号

宮津与謝環境組合規約の変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市、伊根町及び与謝野町で構成する宮津与謝環境組合の事務所を移転することとし、組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を得ようとするもの。

◆提案の概要

組合の事務所の位置「与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1」を「宮津市字須津32番地」に変更する。

◆施行日

令和2年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- 平成25年4月 宮津与謝環境組合設立
(事務所を与謝野町役場内に置く)
- 平成28年12月 新ごみ処理施設（宮津与謝クリーンセンター）本体工事着手
- 令和2年4月1日 宮津与謝クリーンセンター実質稼働
(事務所を新施設内に移転予定)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

伊根町、与謝野町とも令和2年3月議会に上程予定

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

市民課 環境衛生係 (45-1617)

・新旧対照表

宮津与謝環境組合規約の変更について

No. 1

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1</u> に置く。	(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>宮津市字須津32番地</u> に置く。 附 則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第20号

宮津市職員倫理条例の制定について

区分

条例の制定

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

職務に係る倫理の確立・保持に必要な措置を講ずることで、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に条例を制定するもの。

◆提案の概要

■倫理原則

- 市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たらなければならない。
- 職務や地位を私的利害のために用いてはならない。
- 市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

■職員倫理規則

職員の公務員としての倫理の確立及び保持を図るために必要な事項に関する規則を設置（具体的な内容は別途規則で定める。）

■倫理監督者の設置

- 設置 各部長等
- 責務 倫理保持に関し必要な指導・助言等

■不当要求の拒否等

公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為（不作為を含む。）又は暴力行為等の要求に対して拒否する旨を規定

■倫理通報

この条例に違反する行為の通報に対する対応を規定

■贈与等の報告・公開

- ・贈与等を受けた場合の報告の義務付け
- ・報告書の5年間の保存、閲覧請求を可能とする規定

◆施行日 令和2年4月1日

【参考：職員倫理規則の主な記載内容】

(1) 禁止行為

○ 利害関係者

許認可等の相手方、補助金等の交付の対象者、契約の相手方 等

○ 禁止行為

- ・金銭、物品等の贈与を受けること
- ・無償でサービス等の提供、物品等の貸付を受けること
- ・供應接待を受けること。遊戯、ゴルフ、旅行をすること等

(2) 禁止行為から除外される行為

- ・広く一般に配布される物品等の受領
- ・飲食で職員が自己負担する場合（一部例外あり）等

(3) 禁止行為の例外

私的な関係がある利害関係者との間で、市民の疑惑や不信を招く恐れのない場合等

【政策等の背景・提案までの経過】

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
-------	------

総務課 職員係 (45-1603)

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第21号	宮津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	----------------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の任用時における服務の宣誓方法についての規定整備を行うもの。

◆提案の概要

地方公務員法に基づき、一般職に属する職員を任用する場合は、服務の宣誓を行うこととされている中、会計年度任用職員に係る服務の宣誓方法を規定するもの。

職員区分	改正前	改正後
正 職 員	任命権者又は任命権者の定める上席の公務員の面前において宣誓書に署名	同左
会計年度任用職員	—	別段の定め（※）により服務の宣誓を実施

※ 会計年度任用職員の服務の宣誓方法
署名をした宣誓書の提出により宣誓

◆施行日 令和2年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

◆ 地方公務員法（抜粋）

第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

◆ 会計年度任用職員制度

現行の嘱託職員及び臨時職員等について、令和2年4月1日より「会計年度任用職員」へ移行

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係	添付資料
-------	------

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

宮津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
○宮津市職員の服務の宣誓に関する条例	○宮津市職員等の服務の宣誓に関する条例
(この条例の目的)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第31条の規定に基き、職員の服務の宣誓に關し、規定することを目的とする。	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第31条(同法第9条の2第12項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、職員又は公平委員会の委員(以下「職員等」という。)の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。
(職員の服務の宣誓)	(服務の宣誓)
第2条 新たに職員となった者は、任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条に規定する府費負担の教職員にあっては宮津市教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。	第2条 新たに職員等となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。
(権限の委任)	2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。
第3条 この条例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に關し、必要な事項は任命権者が定めることができる。	(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、職員等の服務の宣誓について必要な事項は、任命権者が別に定める。
	附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案参考資料

令和2年3月定例会

議第22号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	---	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

財政健全化の取組として、市長、副市長及び教育長の給料の減額措置を1年間延長するもの。

◆提案の概要

■ 市長等特別職の給料の減額措置の継続

○ 紹介減額の期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

○ 紹介減額措置の内容

	(本来の月額給料)	(引き下げ後)	(引き下げ率)
市長	900,000円	720,000円	△20%
副市長	730,000円	584,000円	△20%
教育長	660,000円	528,000円	△20%

◆施行日 公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

○ 市長等特別職の紹介カットの経過

【行革大綱2006（平成18年度～22年度）における状況】

- ・市長 △20%
- ・副市長 △15%
- ・教育長 △15%

【財政健全化計画2011（平成22年度～28年度）における状況】

- ・市長 △25%
- ・副市長 △20%
- ・教育長 △20%

【平成29年度の状況】

- ・市長 △25%
- ・副市長 △20%
- ・教育長 △20%

【平成31年度の状況】

- ・市長 △20%
- ・副市長 △20%
- ・教育長 △20%

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

○給料減額による財政健全化の効果額 7,804千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	一	重点戦略	一
------	---	------	---

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係	添付資料
総務課 職員係 (45-1603)	・新旧対照表

第1条関係

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>附 則 1~10 (略)</p> <p>11 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額720,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p>	<p>附 則 1~10 (略)</p> <p>11 平成31年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額720,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第2条関係

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>附 則 1~7 (略)</p> <p>8 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p>	<p>附 則 1~7 (略)</p> <p>8 平成31年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料

令和2年3月定例会

議第23号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

非常勤特別職職員の報酬について、新たに設置が必要となった行政委員に係る報酬を設定するとともに、報酬額の改定が必要となった職について、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

「宮津市の特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」で定める非常勤特別職職員の報酬

■新たな行政委員の新設

○宮津市総合計画策定委員会

- ・委員長 日額20,000円
- ・委員 日額15,000円又は7,500円

■既存職種の報酬額の改定

○小学校嘱託医（耳鼻科） (改正前) (改正後)

児童1人につき 420円 → 430円

○中学校嘱託医（耳鼻科） (改正前) (改正後)

生徒1人につき 420円 → 430円

◆施行日 公布の日

◆参考

今回の報酬改定は、「宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表を改正するものであるが、当該条例の令和2年4月1日以降の別表を「宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）」の附則で改正しているため、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもの。

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

【嘱託医報酬額の推移】

- ・平成28年度
児童（生徒）1人につき 410円
- ・平成29年度～令和元年度
児童（生徒）1人につき 420円

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

○小・中学校嘱託医（耳鼻科）の報酬額改定に伴う増額見込み
10千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
総務課 職員係（45-1603）	・新旧対照表

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新旧対照表	
現行	改正案
附 則	
3 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。	
別表(第2条関係)	
区分	報酬の額
(1)～(36) (略)	
(37) まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長	同 20,000円
(38)～(69) (略)	
(70) 削除	
(71) 認知症初期集中支援チーム員	<u>日額</u> 10,000円
(72)～(75) (略)	
(76) 小学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬(児童1人につき <u>420円</u>)
(77)～(79) (略)	
(80) 中学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬(生徒1人につき <u>420円</u>)
(81)～(90) (略)	
(91) 第62号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額
附 則	
3 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。	
別表(第2条関係)	
区分	報酬の額
(1)～(36) (略)	
(37) 総合計画策定委員会の委員長	<u>同 20,000円</u>
(38) 同委員	<u>同 15,000円又は7,500円</u>
(39) まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長	同 20,000円
(40)～(71) (略)	
(削る)	
(72) 認知症初期集中支援チーム員	<u>同 10,000円</u>
(73)～(76) (略)	
(77) 小学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬(児童1人につき <u>430円</u>)
(78)～(80) (略)	
(81) 中学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬(生徒1人につき <u>430円</u>)
(82)～(91) (略)	
(92) 第64号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第24号

宮津市手数料条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に基づき所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

○別表（第2条関係）

国において、個人番号の通知にかかる通知カードが廃止されることとされたため、本市条例における通知カードの再交付手数料の項を削除するもの。

◆施行日

公布の日（令和元年法律第16号附則第1条第6号の「政令で定める日」か公布の日より遅い場合は、「政令で定める日」）

【政策等の背景・提案までの経過】

R1.5.31 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の公布

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を一部改正

○施行日 個人番号通知カード関連：
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（未定）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

—

重点戦略

—

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

市民課 市民窓口係（45-1614）

・新旧対照表

議第24号

宮津市手数料条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条（略） (免除等)</p> <p>第4条 市長（別表<u>第28号及び第29号</u>に規定する手数料にあっては、行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該手数料の減免に関する権限を有する市の機関又は職員）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、手数料を免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 官公署から申請があったとき。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者又は扶助を受けようとする者から申請があったとき。 (3) 70歳以上（証明を要する月に70歳に達する者を含む。）の年金受給者並びに70歳未満の者の公的年金給付等（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第16条第1項第6号に規定する年金をいう。）及びこれに準じた年金等受給権に係る住民基本台帳の記載事項証明の申請があったとき。 (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。 (5) その他市長が特に必要と認めるとき。 <p>2 法令の規定により、条例の定めるところにより戸籍に關し無料で證明することができることとされているものについては、手数料を徴収しない。</p> <p>第5条～第6条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） (免除等)</p> <p>第4条 市長（別表<u>第27号及び第28号</u>に規定する手数料にあっては、行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該手数料の減免に関する権限を有する市の機関又は職員）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、手数料を免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 官公署から申請があったとき。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者又は扶助を受けようとする者から申請があったとき。 (3) 70歳以上（証明を要する月に70歳に達する者を含む。）の年金受給者並びに70歳未満の者の公的年金給付等（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第16条第1項第6号に規定する年金をいう。）及びこれに準じた年金等受給権に係る住民基本台帳の記載事項証明の申請があったとき。 (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。 (5) その他市長が特に必要と認めるとき。 <p>2 法令の規定により、条例の定めるところにより戸籍に關し無料で證明することができることとされているものについては、手数料を徴収しない。</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいづれか遅い日</u></p>

別表（第2条関係）

手数料の種類	金額	
(1)～(23) (略)		
(24) 個人番号の通知カードの再交付手数料 <u>(追記欄の余白がなくなったときその他の再交付手数料を徴収しない再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</u>	1枚につき	500円
(25) 個人番号カードの再交付手数料 (追記欄の余白がなくなったときその他の再交付手数料を徴収しない再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1枚につき	800円
(26) 住民基本台帳関係簿に関する証明手数料	1件につき ただし、年 金受給権に 係る記載事 項証明は、2 00円とす る。	300円
(27) 印鑑登録証の交付手数料	1件につき	300円
(28) 行政不服審査法第38条第1項 (他の法律において準用する場合を含む。) の規定による書面若しくは書類の写し又は書面の交付手数料	1枚につき (両面に複 一で複写 写し、又は 出力したも のについて は、片面ご とに1枚と	10円 (カラ ーで複写 し、又は出 力したと きは、20円)

から施行する。

別表（第2条関係）

手数料の種類	金額	
(1)～(23) (略)		
削る		
(24) 個人番号カードの再交付手数料 (追記欄の余白がなくなったときその他の再交付手数料を徴収しない再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	1枚につき	800円
(25) 住民基本台帳関係簿に関する証明手数料	1件につき ただし、年 金受給権に 係る記載事 項証明は、2 00円とす る。	300円
(26) 印鑑登録証の交付手数料	1件につき	300円
(27) 行政不服審査法第38条第1項 (他の法律において準用する場合を含む。) の規定による書面若しくは書類の写し又は書面の交付手数料	1枚につき (両面に複 一で複写 写し、又は 出力したも のについて は、片面ご とに1枚と	10円 (カラ ーで複写 し、又は出 力したと きは、20円)

	する。)	
(29) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は書面の交付手数料	1枚につき (両面に複 一で複写 写し、又は 出力したも のについて は、片面ご とに1枚と する。)	10円 (カラ ーで複写 し、又は出 力したとき は、20円)
(30) その他の諸証明手数料	1件につき	300円
(31) 公簿、公文書及び図面の閲覧手数料	1件につき	150円

	する。)	
(28) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は書面の交付手数料	1枚につき (両面に複 一で複写 写し、又は 出力したも のについて は、片面ご とに1枚と する。)	10円 (カラ ーで複写 し、又は出 力したも のについて は、20円)
(29) その他の諸証明手数料	1件につき	300円
(30) 公簿、公文書及び図面の閲覧手数料	1件につき	150円

議案参考資料

令和2年3月定例会

議第25号

宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

引用法律の改正により所要整備を行うもの。

◆提案の概要

引用法律名称等の改正

旧 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項
 新 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項

◆施行日

公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和元年5月31日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）公布
- ・令和元年12月16日 同法施行

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

税務・国保課 税務係(45-1612)

・新旧対照表

議第25号

宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現 行	改 正 案
(書面審理)	(書面審理)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。
3～5 (略)	3～5 (略)
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第26号

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

国保制度の財政運営責任を担う京都府から令和2年度分の国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率が提示されたことを踏まえ、令和2年度の本市国保税率等の所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

市町村標準保険税率等に基づく税率等の改定（第3条～第9条の3・第23条改正）

都道府県単位化前(H29)				H30				R1				
区分	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療分	7.3%	29.0%	24,500円	21,500円	4.9%	25.0%	20,600円	14,600円	5.5%	30.4%	24,200円	17,200円
後期分	2.5%	5.4%	8,000円	5,900円	2.1%	10.4%	8,600円	6,100円	2.1%	11.4%	9,100円	6,500円
介護分	2.7%	9.3%	10,000円	7,800円	1.7%	12.4%	8,900円	4,600円	1.9%	14.6%	10,400円	5,500円
計	12.5%	43.7%	42,500円	35,200円	8.7%	47.8%	38,100円	25,300円	9.5%	56.4%	43,700円	29,200円

前年度比 △3.8% +4.1% △4,400円 △9,900円 +0.8% +8.6% +5,600円 +3,900円

改定案(R2)				
区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.6%	28.4%	24,000円	17,100円
後期分	2.2%	11.0%	9,300円	6,600円
介護分	2.2%	13.9%	11,100円	5,600円
計	10.0%	53.3%	44,400円	29,300円

+0.5% △3.1% +700円 +100円

〈参考〉平均保険税額

	H29決算	H30当初	H29対比	R1当初	H29対比	R2当初	R1対比	H29対比
1人当たり	93,650円	76,940円	82.2%	87,155円	93.1%	87,779円	100.7%	93.7%
1世帯当たり	151,024円	124,074円	82.2%	137,111円	90.8%	137,081円	100.0%	90.8%

◆施行日 令和2年4月1日

【みやづビジョンとの整合】

基本施策 — 重点戦略 —

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

H27.5.29	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
H29.12月	京都府国民健康保険運営方針 策定
H30.4月	国保制度の都道府県単位化開始
R2.2月	京都府から令和2年度分の国保事業費納付金、市町村標準保険税率の本算定の結果が提示・公表
R2.2月	宮津市国民健康保険運営協議会において諮問・答申

国保制度改革の概要(都道府県と市町村の役割分担)

1 運営の在り方 (総論)	<input type="checkbox"/> 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う
	<input type="checkbox"/> 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化
	<input type="checkbox"/> 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
2 都道府県の主な役割	市町村の主な役割
3 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営
4 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
5 保険料の決定	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
6 保険給付	標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
7 保健事業	給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検 被保険者の特性に応じた窓口負担減免等 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施(データヘルス事業等)

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係 (45-1616)

添付資料

・新旧対照表

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現 行	改 正 案
(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の5.5</u> を乗じて算定する。 2 (略)	(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の5.6</u> を乗じて算定する。 2 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。）に <u>100分の30.4</u> を乗じて算定する。	(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。）に <u>100分の28.4</u> を乗じて算定する。
(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>24,200円</u> とする。	(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>24,000円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当	(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当

該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 17,200円

(2) 特定世帯 8,600円

(3) 特定継続世帯 12,900円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の1.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 17,100円

(2) 特定世帯 8,550円

(3) 特定継続世帯 12,825円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の11を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円

(2) 特定世帯 3,300円

(3) 特定継続世帯 **4,875円**

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の14.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る国民健康保険税の納稅義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定

(3) 特定継続世帯 **4,950円**

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の13.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る国民健康保険税の納稅義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定

する世帯主を除く。) 1人について 16,940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,040円

(イ) 特定世帯 6,020円

(ウ) 特定継続世帯 9,030円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,370円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円

(イ) 特定世帯 2,280円

(ウ) 特定継続世帯 3,420円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,850円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,100円

する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,970円

(イ) 特定世帯 5,990円

(ウ) 特定継続世帯 8,980円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,510円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,470円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,770円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,920円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,600円
- (イ) 特定世帯 4,300円
- (ウ) 特定継続世帯 6,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円
- (イ) 特定世帯 1,630円
- (ウ) 特定継続世帯 2,440円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,840円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,550円
- (イ) 特定世帯 4,280円
- (ウ) 特定継続世帯 6,420円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円
- (イ) 特定世帯 1,650円
- (ウ) 特定継続世帯 2,480円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,550円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,440円

(イ) 特定世帯 1,720円

(ウ) 特定継続世帯 2,580円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,820円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円

(イ) 特定世帯 650円

(ウ) 特定継続世帯 980円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,080円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,100円

に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,420円

(イ) 特定世帯 1,710円

(ウ) 特定継続世帯 2,570円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,860円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,220円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,120円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第27号

宮津まちなか地域振興拠点施設条例の制定について

区分

条例の制定

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

浜町地区でのパイロット事業は、施設間の連携、HPやSNS等での情報発信、多数のイベントの開催などにより、利用客数や売上が向上するなどの成果があった。

今回、パイロット事業施設を取得することに伴い、農産物等直売所及び観光交流センター（立体駐車場を除く。）の既存施設と合わせ、全体のエリアマネジメントを行うことで、運営の効率化、サービス・集客の向上、駐車場の効果的な活用、統一した情報発信など更なる相乗効果により、地域産業の振興及びまちなかの活性化に資する宮津まちなか地域振興拠点施設として、条例を制定するもの。

◆提案の概要

○施設構成

施設	供用時間	指定管理	備考
観光案内所	市長の承認を得て指定管理者が定める	○	トイレ施設は全日利用可
農産物等直売所	市長の承認を得て指定管理者が定める	○	
飲食物等販売所	市長の承認を得て指定管理者が定める	○	
屋外駐車場	全日	○	
立体駐車場	全日		R2.4～24時間化

○利用料金等

区分	単位	上限額又は金額
観光案内所、農産物等直売所、飲食物等販売所	使用面積1平方メートルにつき1月	2,000円
観光案内所等の屋外部分	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
立体駐車場	5時間以内	無料
	5時間を超える1時間までごとに	200円
	入庫後24時間までごとの限度額	1,000円

(既存条例の廃止)

宮津市農産物等直売所条例の廃止、宮津市観光交流センター条例の廃止

◆施行日 令和2年8月1日

◆提案の根拠法令 地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	観光を基軸とした産業振興	重点戦略	自立循環型経済社会構造への転換戦略
------	--------------	------	-------------------

*みやづビジョン以外の計画があれば記載

○宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【政策等の背景・提案までの経過】

- ◆平成21年度：宮津市農産物等直売所条例の制定
- ◆平成26年度：宮津市浜町立体駐車場条例の制定（9月～市営化）
- ◆平成27年度：宮津市観光交流センター条例の制定
道の駅登録
- ◆平成29年度：パイロット事業施設（おさかなキッチンみやづ）開業
- ◆令和元年度：立体駐車場料金改正（10月～）

	H28	H29	H30	
道の駅 (人)	観光案内所 農産物等直売所 飲食物等販売所	26,739 54,451 —	29,482 62,548 31,838	33,817 76,802 52,346
	計	81,190	123,868	162,965
	立体駐車場(台)	167,559	186,825	203,901

【市民参加の状況】

- ◆宮津まごころ市組合会員数：111名（R2.1現在）

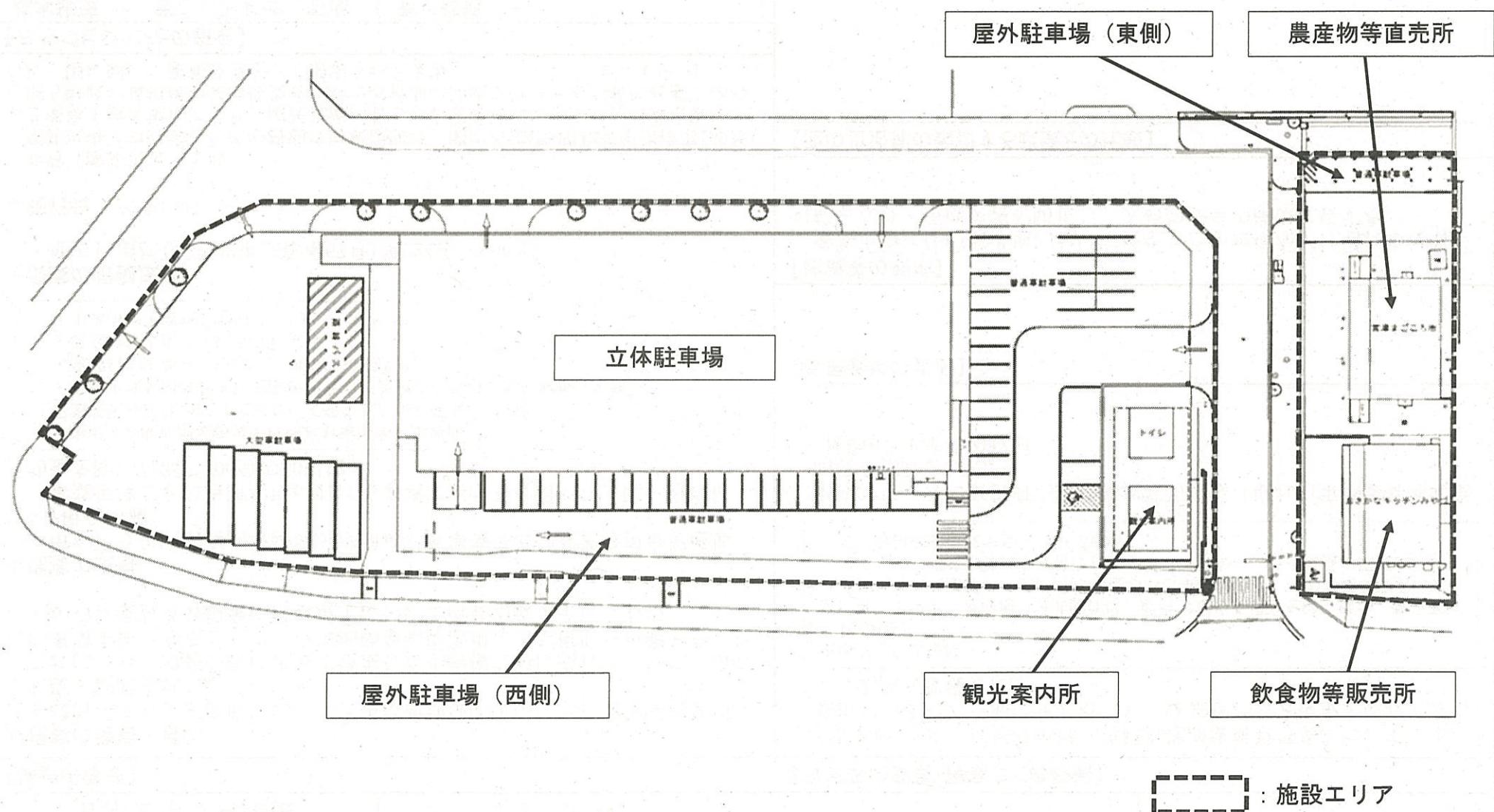
【政策等の効果及び費用】

- ◆観光交流人口及び観光消費額の拡大
- ◆地元農林水産物等の地元産品の販売及び食の魅力発信と販売促進
- ◆一体管理による運営の効率化、サービスの向上、情報発信の強化等

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
商工観光課 商工係（45-1663）	・平面図

地域振興拠点施設平面図



議案参考資料
令和2年3月議会

議第28号

宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

平成31年4月、京都府において災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金制度が創設された。

これにより、激甚災害によって発生した小規模ながけ崩れについて、市町村が事業主体となることで、当該補助金制度活用による復旧が可能となったことから、受益者分担金の徴収規定について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

本市が行う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等の受益者分担金を追加。
<分担金の額>

事業年度ごとに当該年度における事業に要する費用から、国・府の補助金を除いた額の100分の50以内。

※宮津市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要件

- 激甚災害に伴いがけ地において発生した小規模ながけ崩れ
 - ・宮津市地域防災計画に危険箇所として記載されるがけ地で崩壊等が発生
 - ・急傾斜地の高さ5m以上、傾斜度30度以上
 - ・保全対象人家2戸以上5戸未満
 - ・1箇所の事業費が600万円以上など

◆提案の根拠法令

- ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条 <分担金>

◆施行日 公布の日

※参考「激甚災害」とは

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担緩和又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められ、国において激甚災害として指定された災害。

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	暮らしの基盤の整備	重点戦略	—
------	-----------	------	---

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

○平成30年12月、京都府が行う急傾斜地崩壊対策事業について、市が負担する費用の一部に充てるため、受益者から分担金を徴収できるよう条例を整備した。

※地方自治法抜粋
(分担金)

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に關し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

○平成31年4月に京都府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金制度が創設された。

<補助率:事業費の1/2>

【市民参加の状況】

【政策等の効果】

激甚災害に伴いがけ地において発生した小規模ながけ崩れの復旧が可能となり、再度災害を防止し、人命の安全の確保に資する。

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
土木管理課 建設総務係(45-1628)	・新旧対照表

宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現 行	改 正 案
<p>○宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例</p> <p>平成30年12月26日</p> <p>条例第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、<u>京都府が行う急傾斜地崩壊対策事業等</u>（以下「事業」という。）について、市が負担する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(被徴収者の範囲)</p> <p>第2条 分担金は、事業の実施により特に利益を受けるものから徴収する。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、事業年度ごとに、<u>当該年度における事業に要する費用のうち市が負担する額の100分の10以内で市長が定める額</u>とする。</p>	<p>○宮津市急傾斜地崩壊対策<u>事業等</u>事業費分担金徴収条例</p> <p>平成30年12月26日</p> <p>条例第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき<u>京都府が行う急傾斜地崩壊対策事業等又は本市が行う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等</u>（以下これらを「事業」という。）について、市が負担する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(事業の範囲)</u></p> <p><u>第2条 この条例の適用を受ける事業は、次のとおりとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>急傾斜地崩壊対策事業</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>災害関連緊急急傾斜地崩壊対策特別事業</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>宮津市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業</u></p> <p class="list-item-l1">(5) <u>その他前各号に類する事業で市長が特に必要と認めるもの</u></p> <p>(被徴収者の範囲)</p> <p>第3条 分担金は、事業の実施により特に利益を受けるものから徴収する。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第4条 分担金の額は、事業年度ごとに、<u>別表のとおり</u>とする。</p>

(分担金の徴収方法)

第4条 分担金は、市長が定める期日までに、納入通知書により徴収する。

(分担金の徴収猶予等)

第5条 市長は、災害その他の理由により必要と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長し、又はその全部若しくは一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(分担金の徴収方法)

第5条 分担金は、市長が定める期日までに、納入通知書により徴収する。

(分担金の徴収猶予等)

第6条 市長は、災害その他の理由により必要と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長し、又はその全部若しくは一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

事業の種別	分担金の額
(1) 急傾斜地崩壊対策事業	当該年度における事業に要する費用のうち市が負担する額の100分の10内で市長が定める額
(2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	
(3) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策特別事業	
(4) 宮津市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	当該年度における事業に要する費用の額から国又は府の補助金を除いた額の100分の50内で市長が定める額
(5) その他前各号に類する事業で市長が特に必要と認めるもの	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第29号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和2年4月1日「民法の一部を改正する法律（債権法改正）」が施行されることに伴い、市営住宅の賃貸契約において、連帯保証による極度額（負担限度額）の設定が必要となる。

このため、今後、市営住宅の入居に際し、連帯保証人の確保がより一層困難となることが懸念されることから、国の通知に基づき、保証人に関する規定を削除し、入居要件の緩和を図るもの。

また、日常生活において車椅子を使用することを常態としている者がいる世帯や子育て世帯が優先的に入居できるよう、特定目的住宅について入居者の資格等を規定するなど、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

- 入居の際の賃貸契約書への連帯保証人の規定を削除
- 特定目的住宅の定義及び入居者の資格を規定
- その他
 - ・認知症等の入居者(収入申告ができない者)に対し、収入申告義務を緩和

◆施行日 令和2年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- H29. 6 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）
- H30. 3 国土交通省住宅局長通知
「公営住宅管理標準条例(案)について」の改正について

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

※府及び近隣市は本市と同様の対応

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係 添付資料

都市住宅課 建築住宅係 (45-1631) ・新旧対照表

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部改正について

新　　旧　　対　　照　　表	
現 行	改 正 案
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及び付帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの	(1) (略)
(2) 共同施設 (略)	(2) <u>特定目的住宅 市営住宅のうち、特定の要件を備える者を優先的に入居させることを目的とした規則で定める住宅</u> をいう。
(3) その他住宅 (略)	(3) 共同施設 (略)
(4) 公営住宅 (略)	(4) その他住宅 (略)
(5) 収入 (略)	(5) 公営住宅 (略)
(6) 市営住宅建替事業 (略)	(6) 収入 (略)
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 その他住宅に入居することができる者は、第1項第2号、第3号及び第5号の条件その他市長が別に定める条件を具備する者でなければならない。	3 <u>特定目的住宅に入居することができる者は、前2項に定めるもののほか、規則で定める条件を具备する者でなければならない。</u>
	4 その他住宅に入居することができる者は、第1項第2号、第3号及び第5号の条件その他市長が別に定める条件を具備する者でなければならない。

(入居者の選考)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。

5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦_____、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅等に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、宮津市営住宅等入居者選考委員会の意見を聴いて優先的に入居させることができる。

(住宅入居の手続)

第10条 市営住宅等の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市内に居住し入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適當と認める連帯保証人2人の連署する住宅賃貸契約書を提出すること。

(2) (略)

2 (略)

ならない。

(入居者の選考)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅等に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、宮津市営住宅等入居者選考委員会の意見を聴いて優先的に入居させることができる。

(住宅入居の手続)

第10条 市営住宅等の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) _____
_____住宅賃貸契約書を提出すること。

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による連帯保証人の数を減じ、若しくは必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅等の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅等の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅等の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅等の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅等の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(家賃の決定)

第13条 (略)

2～3 (略)

3 (削る)

3 市長は、市営住宅等の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅等の入居の決定を取り消すことができる。

4 市長は、市営住宅等の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅等の入居可能日を通知しなければならない。

5 市営住宅等の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(家賃の決定)

第13条 (略)

2～3 (略)

4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）

第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところによ

4 その他住宅の家賃は、市長が別に定める。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、その他住宅の入居者については、この限りでない。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定による収入の申告_____

_____に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅等を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

り、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 その他住宅の家賃は、市長が別に定める。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、その他住宅の入居者については、この限りでない。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から第10条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅等を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

(督促、延滞金の徴収)

第17条 家賃を前条第2項又は第3項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（収入超過者等に関する認定）

第28条 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第1号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

(督促)

第17条 家賃を前条第2項又は第3項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2及び3（削る）

（収入超過者等に関する認定）

第28条 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第1号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額_____

_____を超える、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第13条第1項の規定にかかるわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項_____に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第30条第1項の規定にかかるわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日ま

2 市長は、第14条 第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額又は令第10条の基準により定めた金額を超える、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第13条第1項若しくは第4項の規定にかかるわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第4項並びに及び第30条第1項の規定にかかるわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日ま

での間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2～3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第13条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2～3 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止に

までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2～3 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2～3 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止に

による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅等の明渡しを請求することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅等の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅等の明渡しを請求することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃との差額に年3分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅等の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第 50 条 市長は、市営住宅を前条の規定により使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第 18 条第 2 項の建設省令で定める基準に従って管理する。

(家賃)

第 52 条 第 49 条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第 13 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2~3 (略)

(準用)

第 53 条 第 49 条の規定による市営住宅の使用については、第 50 条から前条までに定めるもののほか、第 3 条、第 4 条、第 7 条から第 10 条まで、第 11 条第 1 項から第 3 項まで、第 12 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条から第 27 条まで、第 35 条から第 41 条まで並びに第 60 条の規定を準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中、「前 2 条」とあるのは「第 51 条」と、第 16 条第 1 項中「第 31 条第 1 項又は第 36 条第 1 項」とあるのは「第 36 条第 1 項」と、第 35 条第 1 項中「第 13 条第 1 項、第 30 条第 1 項若しくは第 32 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 15 条(第 30 条第 3 項又は第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徵収の猶予、第 18 条第 2 項による敷金の減免若しくは徵収の猶予、第 31 条第 1 項の規定による明け渡しの請求、第 33 条の規定によるあっせん等又は第 37 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第 52 条の

第 50 条 市長は、市営住宅を前条の規定により使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第 18 条第 2 項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(家賃)

第 52 条 第 49 条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2~3 (略)

(準用)

第 53 条 第 49 条の規定による市営住宅の使用については、第 50 条から前条までに定めるもののほか、第 3 条、第 4 条、第 7 条から第 10 条まで、第 11 条第 1 項から第 3 項まで、第 12 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条から第 27 条まで、第 35 条から第 41 条まで並びに第 60 条の規定を準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中、「前 2 条」とあるのは「第 51 条」と、第 16 条第 1 項中「第 31 条第 1 項又は第 36 条第 1 項」とあるのは「第 36 条第 1 項」と、第 35 条第 1 項中「第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条第 1 項若しくは第 32 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 15 条(第 30 条第 3 項又は第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徵収の猶予、第 18 条第 2 項による敷金の減免若しくは徵収の猶予、第 31 条第 1 項の規定による明け渡しの請求、第 33 条の規定によるあっせん等又は第 37 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第 52 条の

規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

「第 52 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後に締結する住宅賃貸契約書の手続について適用し、同日前に締結する住宅賃貸契約書の手続については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和2年3月定例会

議第30号

宮津市水道事業給水条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

水道事業は、給水人口の減少に伴う料金収入の減少が続く中、老朽化施設等の更新需要に対応していかなければならない非常に厳しい経営状況にある。

これまで市民の皆さん的生活や経済活動を支えてきた水道をこれからも持続できるよう、水道事業の健全な経営を図る必要があることから、水道使用料金等の改定を行うもの。

◆提案の概要

①水道使用料金の改定（平均33%の増額改定）

区分	改定前	改定後	差額	改定率
基本料金(5m ³ まで)	1,048円	1,728円	+680円	+64.89%
6m ³ ～10m ³	16円/m ³	19円/m ³	+3円/m ³	+18.75%
11m ³ ～20m ³	141円/m ³	168円/m ³	+27円/m ³	+19.15%
21m ³ ～50m ³	170円/m ³	203円/m ³	+33円/m ³	+19.41%
51m ³ ～100m ³	192円/m ³	229円/m ³	+37円/m ³	+19.27%
101m ³ ～200m ³	211円/m ³	252円/m ³	+41円/m ³	+19.43%
200m ³ ～	205円/m ³	244円/m ³	+39円/m ³	+19.02%
浴場用・基本料金	10,800円	14,400円	+3,600円	+33.33%
浴場用・201m ³ ～	60円/m ³	80円/m ³	+20円/m ³	+33.33%
船舶用	343円/m ³	456円/m ³	113円/m ³	+32.94%

②開栓又は閉栓手数料の改定

・23円の増額改定 改定前：477円（税抜）→ 改定後：500円（税抜）

◆施行日 ①水道使用料金の改定：令和2年8月1日
②開栓又は閉栓手数料の改定：令和2年4月1日

◆適用区分 令和2年10月分に徴収する使用料金から適用し、当該月前に徴収する使用料金については、なお従前の例による。

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	—	重点戦略	—
------	---	------	---

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

<経過>

- H23.10：水道使用料金等の見直しを実施
- H31.3：水道事業会計予算において平成21年度以来となる赤字
- R1.7：宮津市水道事業ビジョン策定
- R1.8：「宮津市水道使用料金等審議会」へ料金等の見直しについて諮問
- R2.1：「宮津市水道使用料金等審議会」から料金等の見直しについて答申を受ける。

<「宮津市水道使用料金等審議会」答申の内容（一部抜粋）>

■現在の水道事業の経営状況（平成30年度赤字決算等）を踏まえ、水道使用料金の見直しはやむを得ない。

○水道使用料金の算定期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

○単年度の収益的収支の黒字化を図るなど、健全な経営が維持できる使用料金の改定率とする。

○「水道使用料金算定要領」に基づき、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金（基本料金と従量料金の区別等）は、個別原価に基づき算定されること。

○なお、特定の使用者の料金が激変することが無いよう漸進的に進めるこ

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

<市民への影響額・実例（税抜額）>

使用量 10m ³ の場合：1,128円/月	→ 1,823円/月	(695円/月の増)
20m ³ の場合：2,538円/月	→ 3,503円/月	(965円/月の増)
40m ³ の場合：5,938円/月	→ 7,563円/月	(1,625円/月の増)

※4人世帯の一般的な使用量は20m³

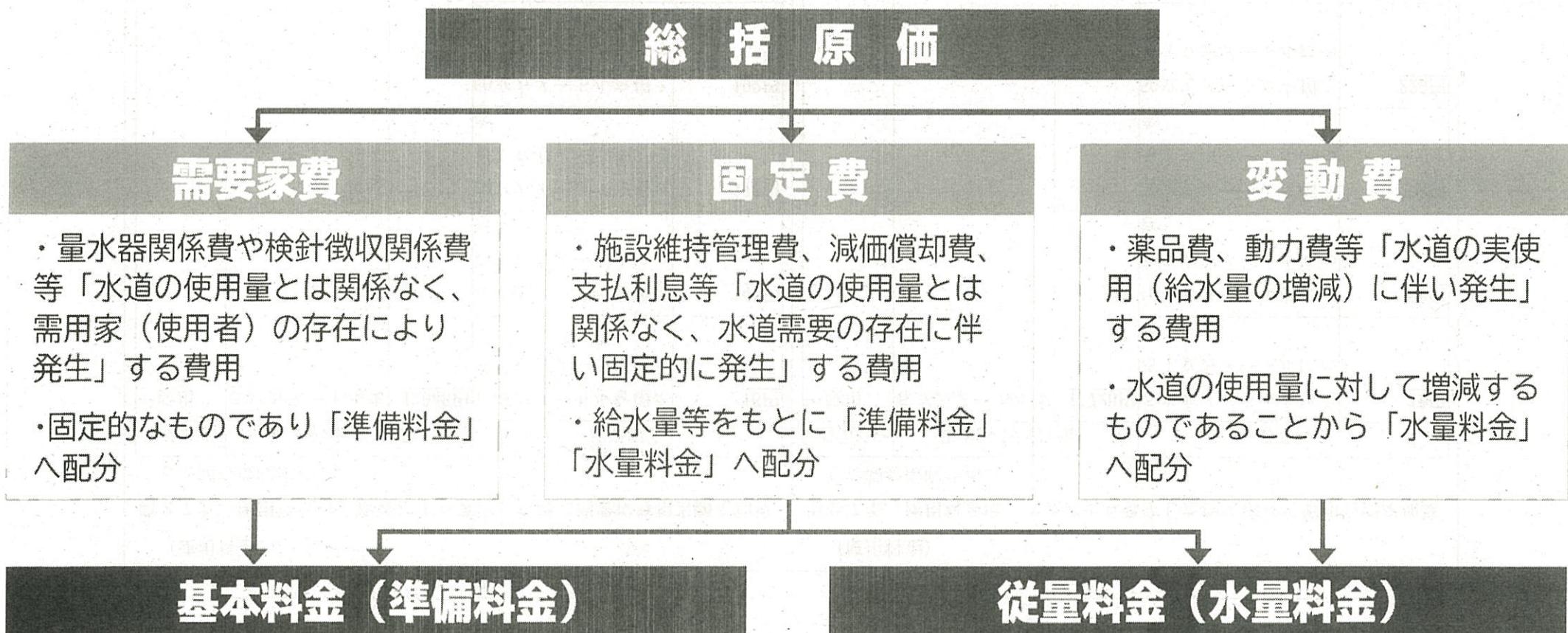
【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
-------	------

上下水道課 管理係 (45-1633)

- ・基本料金と従量料金の考え方
- ・新旧対照表

* 基本料金と従量料金の考え方 *



宮津市水道事業給水条例の一部改正について

		新	旧	対	照	表					
現 行				改 正 案							
(使用料金)											
第27条 使用料金は、次表により算定した額に消費税等相当額を加算した額を徴収する。											
用途区分	基本料金（月額）		超過料金								
一般用	5立方メートルまで	1,048円	5立方メートルを超える1立方メートルにつき	16円							
			10立方メートルを超える1立方メートルにつき	141円							
			20立方メートルを超える1立方メートルにつき	170円							
			50立方メートルを超える1立方メートルにつき	192円							
			100立方メートルを超える1立方メートルにつき	211円							
			200立方メートルを超	205円							
用途区分	基本料金（月額）		超過料金								
一般用	5立方メートルまで	1,728円	5立方メートルを超える1立方メートルにつき	19円							
			10立方メートルを超える1立方メートルにつき	168円							
			20立方メートルを超える1立方メートルにつき	203円							
			50立方メートルを超える1立方メートルにつき	229円							
			100立方メートルを超える1立方メートルにつき	252円							
			200立方メートルを超	244円							

			れる1立方メートルにつき	
浴場用	200立方メートルまで	<u>10,800円</u>	200立方メートルを超える1立方メートルにつき	<u>60円</u>
船舶用	1立方メートルにつき	<u>343円</u>		

備考

- 1 「一般用」とは、次の2及び3に属しないものにおいて使用するものをいう。
- 2 「浴場用」とは、公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例（昭和63年京都府条例第11号）に規定する一般公衆浴場に使用するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、各種船舶に給水するものをいう。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、メーターを共用する集合住宅、アパート及びこれに類するものの使用料金は、次により算定した額に消費税等相当額を加算した額を徴収する。

(1) 基本料金（月額） 5立方メートルに共用する世帯数を乗じて得た水量を基本料金の水量とし、1,048円に共用する世帯数を乗じて得た額を基本料金とする。

(2) (略)

(手数料)

			れる1立方メートルにつき	
浴場用	200立方メートルまで	<u>14,400円</u>	200立方メートルを超える1立方メートルにつき	<u>80円</u>
船舶用	1立方メートルにつき	<u>456円</u>		

備考

- 1 「一般用」とは、次の2及び3に属しないものにおいて使用するものをいう。
- 2 「浴場用」とは、公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例（昭和63年京都府条例第11号）に規定する一般公衆浴場に使用するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、各種船舶に給水するものをいう。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、メーターを共用する集合住宅、アパート及びこれに類するものの使用料金は、次により算定した額に消費税等相当額を加算した額を徴収する。

(1) 基本料金（月額） 5立方メートルに共用する世帯数を乗じて得た水量を基本料金の水量とし、1,728円に共用する世帯数を乗じて得た額を基本料金とする。

(2) (略)

(手数料)

第33条 第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者、同条第2項に規定する設計審査若しくは工事検査を受けようとする者、第16条の規定による申込み若しくは第21条第1項第1号の規定による届出をしようとする者又は第36条第2項ただし書に規定する給水装置の構造及び材質に係る確認を受けようとする者は、次に定める手数料を管理者に納付しなければならない。

種類	給水管の口径	金額（1件につき）	
		新設及び全面改 造	一部改造及び修 繕
1 設計審査手数料 (使用材料の確認 を含む。)	25ミリメートル未満	2,000円	1,500円
	40ミリメートル未満	4,000円	3,000円
	40ミリメートル以上	6,000円	4,500円
2 給水装置工事し ゅん工検査手数料	25ミリメートル未満	1,000円	700円
	40ミリメートル未満	2,000円	1,500円
	40ミリメートル以上	3,000円	2,300円
3 第36条第2項ただし書の規定による 確認手数料		50,000円	
4 指定給水装置工事事業者指定手数料		20,000円	
5 指定給水装置工事事業者指定更新手 数料		10,000円	
6 開栓又は閉栓手数料		477円	
備考			

第33条 第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者、同条第2項に規定する設計審査若しくは工事検査を受けようとする者、第16条の規定による申込み若しくは第21条第1項第1号の規定による届出をしようとする者又は第36条第2項ただし書に規定する給水装置の構造及び材質に係る確認を受けようとする者は、次に定める手数料を管理者に納付しなければならない。

種類	給水管の口径	金額（1件につき）	
		新設及び全面改 造	一部改造及び修 繕
1 設計審査手数料 (使用材料の確認 を含む。)	25ミリメートル未満	2,000円	1,500円
	40ミリメートル未満	4,000円	3,000円
	40ミリメートル以上	6,000円	4,500円
2 給水装置工事し ゅん工検査手数料	25ミリメートル未満	1,000円	700円
	40ミリメートル未満	2,000円	1,500円
	40ミリメートル以上	3,000円	2,300円
3 第36条第2項ただし書の規定による 確認手数料			50,000円
4 指定給水装置工事事業者指定手数料			20,000円
5 指定給水装置工事事業者指定更新手 数料			10,000円
6 開栓又は閉栓手数料			500円
備考			

- 1 設計審査手数料（使用材料の確認を含む。）及び給水装置工事しゅん工検査手数料は、給水装置の工事費が10,000円以上のものに限る。
- 2 開栓又は閉栓手数料は、この表に定める額に消費税等相当額を加算した額とする。

- 2 (略)
- 3 (略)

- 1 設計審査手数料（使用材料の確認を含む。）及び給水装置工事しゅん工検査手数料は、給水装置の工事費が10,000円以上のものに限る。
- 2 開栓又は閉栓手数料は、この表に定める額に消費税等相当額を加算した額とする。

- 2 (略)
- 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の第27条の規定は、令和2年10月分として徴収すべき使用料金から適用し、当該月分前の分として徴収すべき使用料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第33条第1項の規定は、令和2年4月1日以後において宮津市水道事業給水条例第16条の規定による申込み又は第21条第1項第1号の規定による届出があったものに係る開栓又は閉栓手数料について適用し、同日前にこれらの申込み又は届出があったものに係る開栓又は閉栓手数料については、なお従前の例による。

